

イラン情勢を踏まえた 緊急的激変緩和措置について

令和8年3月11日

資源エネルギー庁

資源・燃料部

燃料流通政策室

イラン情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置（2026年3月11日 総理指示）

- イラン情勢を踏まえて、原油価格高騰による石油製品価格の高騰を抑制するため、緊急的に燃料油（ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料）に対する支援を行う。
- 具体的には、現在の燃料油補助金の基金残高を活用しガソリンについては、全国平均小売価格が、170円程度を超える見込みとなった場合には、その水準を超えないよう、170円を超える部分について10/10の補助を行う。
- 軽油・重油・灯油についてはガソリンと同額の補助を行う。
 - ※ 軽油については、暫定税率が廃止される4月1日まで、暫定税率相当の17.1円の補助に加えて、追加的に支給。
 - ※ 重油・灯油については、従前の5円の定額引下げ補助に代えて、ガソリンと同額の補助を行う。
 - ※ 航空機燃料については、従前の4円の定額引下げ補助に代えて、ガソリンの補助額の4割相当の支援とする。
- 3/19（木）出荷分から支給開始。
- 中東情勢の動向やそれを受けた原油価格の水準も見極めながら、事態が長期化した場合には、今後とも支援の在り方を柔軟に検討する。

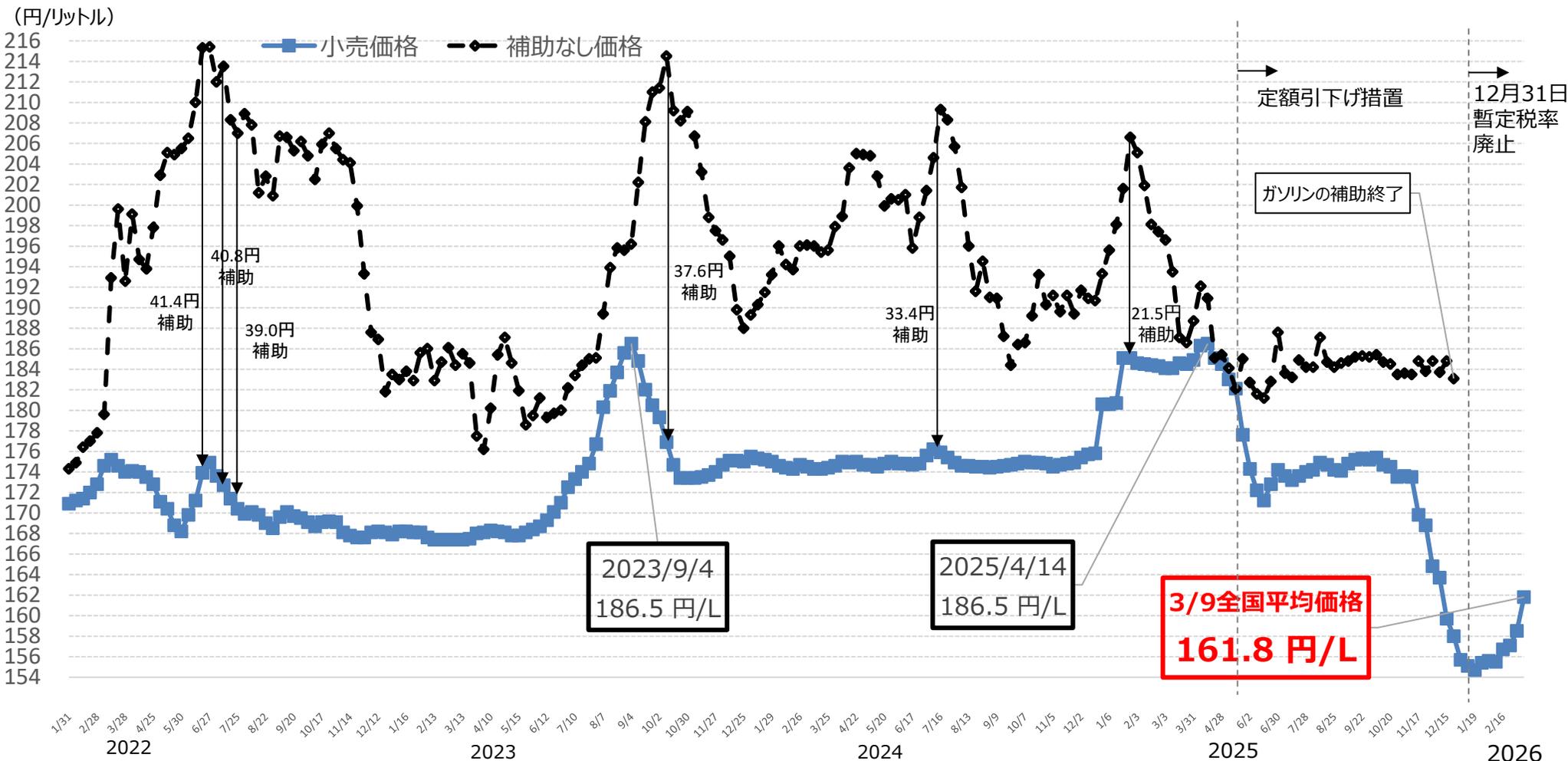
高市総理ぶら下がり発言（2026年3月11日）【抜粋】

- 昨年の臨時国会では、国民の皆様が直面している物価高、ガソリンおよび軽油の価格の低減を実現してまいりました。
- しかしながら、今般のイラン情勢を受け、原油価格が足元で高騰する中、今週に入り1バレル120ドルに迫る局面もございました。ちなみに、今日の原油価格は概ね1バレル90ドルに落ち着いておりますけれども、ガソリン価格が1リットルあたり200円を超える水準となる可能性も否めません。
- このような事態を踏まえまして、国民の皆様の生活と経済活動を守るため、緊急的な激変緩和措置を早急に実施するよう赤澤経済産業大臣に指示しました。
- ちなみに、私が就任する前の一年間は、ガソリンの小売価格が平均178円でございました。今後、原油価格が上昇した場合にはガソリン価格の上昇が見込まれますが、そうした中であっても、小売価格を全国平均で170円程度に抑制するとともに、軽油、重油、灯油などについても同様の措置を講じることとしました。燃料油価格激変緩和対策基金の残高を活用してまいります。さらにその後、中東情勢の動向や、それを受けた原油価格の水準も見極めながら、必要な手を打ってまいります。
- 中東情勢の先行きは、未だ予断を許さない状況でありますことから、事態が長期化する場合にも息切れすることなく、持続的に国民の皆様の生活をお支えするべく今後とも支援のあり方は柔軟に検討してまいります。

ガソリン全国平均価格の推移

- 2026年3月9日のガソリン全国平均価格は、161.8円（前週比+3.3円）となった。

レギュラーガソリン・全国平均価格



燃料油価格に関する支援策の推移

	2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		2025年度			
支援対象期間	1月27日 ～ 3月9日	3月10日 ～ 4月27日	4月28日 ～ 9月30日	10月1日 ～ 12月31日	1月1日 ～ 5月31日	6月1日 ～ 8月31日	9月1日 ～ 12月18日	12月19日 ～ 5月21日	5月22日 ～ 11月12日	11月13日 ～ 12月30日	12月31日 ～	
補助上限額	5円	25円	35円 さらなる超過分についても1/2を支援		補助上限額を35円から25円まで毎月2円ずつ引き下げ	25円以下は2週ごとに補助率を1/10ずつ引き下げ 25円超は2週ごとに補助率を0.5/10ずつ引き上げ ※段階的に縮減しつつ、高騰リスクの備えを強化	17円超は全額補助、17円以下は補助率3/5 ※流通の混乱を防ぐ観点から、2023年9月は補助率を3/10、10月以降は補助率を3/5	17円超の185円を上回る部分は全額補助、17円以下は毎月補助率を3/10ずつ引き下げ 〔2024年12月19日～：補助率3/10 2025年1月16日～：補助率ゼロ〕	定額引下げ措置 ガソリン：10円 軽油：10円 灯油：5円 重油：5円 航空機燃料：4円 最初の週の支給額は、2週目のガソリンの全国平均価格が5円引き下がるように設定。2週目以降の支給額は、定額に達するまで、全国平均価格が毎週1円下がるように補助を追加する。 〔予防的な激変緩和措置（6月26日～9月3日）定額引下げ措置に加え、当該定額補助を講じても、ガソリン全国平均小売価格が175円を超える見込みとなった場合、その超過分について10/10補助。〕	定額引下げ措置 ガソリン：15円、 20円、 25.1円 軽油：15円、 17.1円 灯油：5円 重油：5円 航空機燃料：4円 11月13日からガソリン15円、 11月27日からガソリン20円、 軽油17.1円、 12月11日からガソリン25.1円となるよう支給額を段階的に拡充。	定額引下げ措置 軽油：17.1円 灯油：5円 重油：5円 航空機燃料：4円 いわゆる暫定税率（軽油分）の結論を得て実施するまで行うこととする。	
基準価格	170円 ※4週ごとに1円引き上げ	172円			168円				185円 ※1月16日以降	-	-	-
対象油種	ガソリン、軽油、灯油、重油		ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料					ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料			軽油、灯油、重油、航空機燃料	
予算	R3補正予算等：893億円 R3予備費等：3,580億円		R4予備費：1兆5,733億円 R4補正予算：1兆1,655億円		R4第2次補正予算：3兆272億円 R5補正予算：1,532億円 R6予備費：7,730億円			R6補正予算：1兆324億円		※既存予算を活用		

累計予算額：8兆1,719億円⁵

ガソリン・軽油の暫定税率廃止に向けた補助金の段階的拡充について

- 急激な価格変動による流通の混乱を抑えるため、ガソリン・軽油に対する補助金（定額引下げ措置）を当分の間税率（いわゆる暫定税率）と同水準まで段階的に拡充する。
- 1回あたりの変動幅を最大5円程度に抑えながら、以下のとおり支給単価を拡大する。
- そのうえで、ガソリンの暫定税率は、令和7年12月31日に廃止するとともに、軽油の暫定税率は、令和8年4月1日に廃止するとされた。

<補助金拡充のスケジュール>

	11月13日まで	11月13日	11月27日	12月11日
ガソリン	10円/L	15円/L	20円/L	25.1円/L(12月30日終了)
軽油	10円/L	15円/L	17.1円/L	17.1円/L

※その他の油種については、従前どおり（重油・灯油：5円/L、航空機燃料：4円/L）

